

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～



令和2年11月20日  
岡山市消費生活センター

9月10月の未成年者の契約相談は12件あり、インターネット通販での相談が10件ありました。その半数は定期購入に関する相談でした。

(独)国民生活センター さくさく読める「若者web」より

「お試し」のつもりが  
定期購入に！？  
どうすればいいの？

動画投稿サイトで「ダイエットサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。しばらくすると、同じ商品が届き、代金約6,500円の請求書があった。驚いて事業者にお問い合わせると、「5回の購入が条件の契約だ」と言われた。500円だけと思ったの！！こんなに高額になるなら注文しなかった。納得できない。

(国民生活センターHPの相談事例より)

## アドバイス

「お試し価格」、「初回〇〇円」は、**要注意です!!** 低価格の広告をうのみにせず、**契約内容を必ず確認**しましょう。

困ったときは消費生活センター  
☎188番へ



ポチる前にしっかり確認しましょう...

マンガ フナカワ

## 定期購入トラブルの概要

- Q1 SNSで初回1000円のニキビ薬用クリームを注文した。後で広告をよく見ると定期購入が条件であることが分かった。取り消したい。(高校生)
- Q2 初回500円の除毛クリームを注文し、コンビニで支払った。2回目を送られてきて定期購入と分かった。高額になるので解約したい。(中学生)
- Q3 スマホから500円のダイエットサプリを注文した。定期購入と分かったので止めたいが電話が繋がらない。(中学生)
- A まずは、業者に連絡し(メールや電話)、誤って契約したこと、未成年であることなどを伝え、契約の取り消しをしたいことを伝えましょう。困ったら消費生活センターに相談してください。

LINEで情報発信!

アカウント名: 岡山市消費生活センター



※QRコードの商標はデンソーウェブの登録商標です。

## 岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号

(市役所本庁舎2階)

相談電話: 086-803-1109

月～金 9時～16時(祝日、年末年始を除く)

